

同時発表：近畿運輸局

令和4年11月1日
総合政策局運輸審議会審理室

南海電気鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請について審議を開始します

運輸審議会は標記事案について、今後答申に向けて複数回の審議を行います。また、審議に当たって公聴会を開催することを決定しました。

標記事案について、令和4年10月31日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました。今後、複数回の審議を経て答申を行う予定です。

また、運輸審議会は、標記事案を審議するに当たり一般公述人の様々な意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で公聴会を開催することを決定しました。

なお、公聴会は本年12月ごろに大阪府で開催することを予定しておりますが、その開催日、会場、公述及び傍聴の申込み受付等の詳細は後日、改めてお知らせします。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に基づく審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会を除く審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要については答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田、佐藤
直通：03-5253-8810

[旅客運賃の上限変更の認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 尾崎、石垣
(代表) 03-5253-8111 (内線 40652, 40634)
(直通) 03-5253-8543

○国土交通省告示第1089号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和4年11月1日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

事案番号	令4第4005号
事案の種類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可
申請事業者	南海電気鉄道株式会社
事案の内容	<p>すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。</p> <p>1 鉄道の普通旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。 南海線（南海本線、高師浜線、空港線、多奈川線、加太線及び和歌山港線をいう。以下同じ。）及び高野線 3キロメートルまで180円、3キロメートルを超え7キロメートルまで240円、7キロメートルを超え11キロメートルまで290円、11キロメートルを超え15キロメートルまで370円、15キロメートルを超え19キロメートルまで420円、19キロメートルを超え23キロメートルまで490円、23キロメートルを超え27キロメートルまで540円、27キロメートルを超え31キロメートルまで610円、31キロメートルを超え39キロメートルまでの部分4キロメートルまでを増すごとに40円加算、39キロメートルを超え49キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに50円加算、49キロメートルを超え54キロメートルまで850円、54キロメートルを超え59キロメートルまで880円、59キロメートルを超え64キロメートルまで930円、64キロメートルを超え74キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに40円加算、74キロメートルを超え80キロメートルまで1,060円、80キロメートルを超え86キロメートルまで1,090円、86キロメートルを超え98キロメートルまでの部分6キロメートルまでを増すごとに50円加算、98キロメートルを超え104キロメートルまで1,230円、104キロメートルを超え110キロメートルまで1,280円、110キロメートルを超え128キロメートルまでの部分6キロメートルまでを増すごとに40円加算</p>

2 鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（1か月）

南海線及び高野線

1キロメートルまで5,100円、1キロメートルを超え4キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに880円加算、4キロメートルを超え7キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに770円加算、7キロメートルを超え11キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに660円加算、11キロメートルを超え19キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに630円加算、19キロメートルを超え23キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに520円加算、23キロメートルを超え27キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに460円加算、27キロメートルを超え31キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに380円加算、31キロメートルを超え34キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに320円加算、34キロメートルを超え38キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに250円加算、38キロメートルを超え44キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに160円加算、44キロメートルを超え70キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに110円加算、70キロメートルを超え75キロメートルまで29,060円、75キロメートルを超え100キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに100円加算

通学定期旅客運賃（1か月）

南海線及び高野線

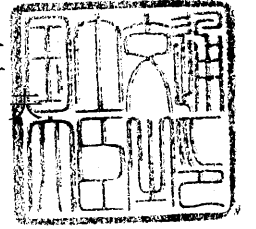
1キロメートルまで1,550円、1キロメートルを超え3キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに450円加算、3キロメートルを超え5キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに420円加算、5キロメートルを超え7キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに350円加算、7キロメートルを超え11キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに260円加算、11キロメートルを超え14キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに160円加算、14キロメートルを超え17キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに130円加算、17キロメ

	<p>メートルを超え19キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに50円加算、19キロメートルを超え26キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに30円加算、26キロメートルを超え43キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに20円加算、43キロメートルを超え65キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに20円加算、65キロメートルを超え75キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに20円加算、75キロメートルを超え100キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに10円加算</p>
--	---

国鉄事第414号
令和4年10月31日

運輸審議会
会長 牧 満 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄



諮 問 書

鉄道事業法第64条の2の規定により、下記申請に係る処分
に関し諮問する。

記

2022年10月28日付け鉄統甲第28号による南海電気鉄道株
式会社からの鉄道事業の旅客の運賃の上限変更の認可について (別紙)

以上



(別紙)

事案の種類	申請事業者	事案の内容
鉄道の旅客運賃の上限変更認可	南海電気鉄道株式会社	<p>すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。</p> <p>1 鉄道の普通旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。 南海線（南海本線、高師浜線、空港線、多奈川線、加太線及び和歌山港線をいう。以下同じ。）及び高野線 3キロメートルまで180円、3キロメートルを超え7キロメートルまで240円、7キロメートルを超え11キロメートルまで290円、11キロメートルを超え15キロメートルまで370円、15キロメートルを超え19キロメートルまで420円、19キロメートルを超え23キロメートルまで490円、23キロメートルを超え27キロメートルまで540円、27キロメートルを超え31キロメートルまで610円、31キロメートルを超え39キロメートルまでの部分4キロメートルまでを増すごとに40円加算、39キロメートルを超え49キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに50円加算、49キロメートルを超え54キロメートルまで850円、54キロメートルを超え59キロメートルまで880円、59キロメートルを超え64キロメートルまで930円、64キロメートルを超え74キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに40円加算、74キロメートルを超え80キロメートルまで1,060円、80キロメートルを超え86キロメートルまで1,090円、86キロメートルを超え98キロメートルまでの部分6キロメートルまでを増すごとに50円加算、98キロメートルを超え104キロメートルまで1,230円、104キロメートルを超え110キロメートルまで1,280円、110キロメートルを超え128キロメートルまでの部分6キロメートルまでを増すごとに40円加算</p> <p>2 鉄道の定期旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。 通勤定期旅客運賃（1か月） 南海線及び高野線 1キロメートルまで5,100円、1キロメートルを超え4キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに880円加算、4キロメートルを超え7キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに770円加算、7キロメートルを超え11キロメートルまでの部分1キロメートルま</p>

を増すごとに660円加算、11キロメートルを超え19キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに630円加算、19キロメートルを超え23キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに520円加算、23キロメートルを超え27キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに460円加算、27キロメートルを超え31キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに380円加算、31キロメートルを超え34キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに320円加算、34キロメートルを超え38キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに250円加算、38キロメートルを超え44キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに160円加算、44キロメートルを超え70キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに110円加算、70キロメートルを超え75キロメートルまで29,060円、75キロメートルを超え100キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに100円加算

通学定期旅客運賃（1か月）

南海線及び高野線

1キロメートルまで1,550円、1キロメートルを超え3キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに450円加算、3キロメートルを超え5キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに420円加算、5キロメートルを超え7キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに350円加算、7キロメートルを超え11キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに260円加算、11キロメートルを超え14キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに160円加算、14キロメートルを超え17キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに130円加算、17キロメートルを超え19キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに50円加算、19キロメートルを超え26キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに30円加算、26キロメートルを超え43キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに20円加算、43キロメートルを超え65キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに20円加算、65キロメートルを超え75キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに20円加算、75キロメートルを超え100キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに10円加算